

長野県障がい者共生社会づくり調整委員会 議事録

令和7年10月22日 10:30~12:00

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員自己紹介

4. 会議事項

【大塚会長】

長野県共生社会づくり調整委員会、本年度もよろしくお願ひいたします。できるだけ皆さんの忌憚のない意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
それでは、会議事項（1）調整委員会について事務局より説明をお願いします。

（1）調整委員会の運営について

【事務局】 資料1に基づき説明

【大塚会長】

続きまして会議事項の（2）広報啓発の実施状況について事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料2に基づき説明

（広報啓発の動画10本のうちNo.6及びNo.8の視聴）

【二宮委員】

動画はこのスピードですか。早送りしてないですか。スピードが速く、字幕の読み取りが追付かないです。

【事務局】

2本の動画は、こちらのとおりでした。

他の動画については、県のYouTubeチャンネルでご視聴いただくことはもちろん、例えば、職員研修等で利用するためにYouTubeではなく動画のデータが欲しいという場合には、当課にお申し込みいただければ動画のデータを提供するようにしております、すでにいくつかの障害福祉サービス事業所等からお申し込みをいただいて、提供をしている状況です。

今後、出前講座等でも、この動画を活用しながら多くの方々に内容を分かりやすく伝えていくよう努めてまいります。広報啓発の実施状況については以上です。

【大塚会長】

はい、ありがとうございました。感想はありますか。

【堀越委員】

ありがとうございました。

動画を見て、二宮さんからも出ましたけれども、非常に頭に入らない。この動画は入ってこない。本当に申し訳ないのですが、作っていただいて1つの形にはなっているのですが、頭に入らないですね。

その理由は、いろいろあるかと思うのです。やはりちょっとテンポが速すぎます。そして何回も見直せば、言いたいことが分かるのですけれども、1回流しただけじゃよくわからない。

それから、お聞きしたいのですけれども、こういう動画ができて、YouTube や CM など色々ありますと。

これを作った目的というのは、県民の方に周知するために作っているので、そうなると「こういったものがあります」ということを、どのように知らせているのか、周知しているのか、それから再生回数がどのくらいあったのか、ということを県の事務局で把握してらっしゃるでしょうか。

こういうものを作って、どのような成果があったのかということもやはり気にして確認していただきたいですし、そもそもこの動画は、私には入ってこない。響くものがないと思います。

その1つとしまして、「誰に対しての動画なのか」というところもよく分からぬ。一部では、障がいを持っている方のためのものであるのだろうけれども、事業者や、県民、健常者に対して訴えかけているものなのか、そのところが明確でないというのが、私の感想です。

厳しいこと申し上げましたが、本当に普段、私も障がい者の家族と一緒に生活しています。そういう中において、この動画を見た感想です。

【大塚会長】

感想ですが、事務局から今後のこともあるので、直すということはすぐにできないかもしれませんけれど、どうぞご意見お願いします。

【事務局】

今年の9月末に公開し、その際には、経済団体の皆様をはじめ、県内の市町村、障害福祉サービス事業所、当事者団体の方にご案内をさせていただいているところです。

現在の再生回数については、1番多い動画について300から400回ぐらいの状況だと思います。再生リストでは、1,000回は超えている状況でした。

目的については、普段なかなか障がいのある方、「合理的配慮の提供」という言葉も聞いたこともなく、接する機会のない方々に、いかにハードルを低くして内容を知識として身につけていただくか、飽きずに見ていただくかということを1番の主眼として制作しております。

もちろん、短めに作ったということもあるものですから、不十分なところもあるかとは思い

ます。けれども、YouTube で繰り返し見ていただいたら、動画のデータを提供して、研修などで繰り返しご確認いただくことなどを通じて皆さんにご覧いただきたいと思っています。

また、先ほどもお伝えしたとおり、民間の方々から共生条例に関することについて知りたいというお声をいただきまして、相談員が直接出向いて出前講座を実施しております。その場で、この動画についての周知をしておりますし、今後もしていきたいと思っています。

まだ新聞等で取り上げていただけてなく、そこはこちらの力不足と思っております。

【大塚会長】

よろしいですか。

作ったものを無駄にはしないということであれば、これを補うような前後の説明などをして、動画が生きるようなシチュエーションを作る、そういうストーリーを作った方がいいですね。この動画だけを見せてということより、補いをした方がいいかなということはあります。今後も含めてご検討いただきたいと思います。よろしいですか。

続きまして会議事項のイです。

【事務局】資料 3 に基づき説明

【大塚会長】

ありがとうございました。ただいまの説明内容についてご意見、ご質問等がありますか。

【二宮委員】

ご説明ありがとうございました。

相談内容のところは、法律上の定義（性質）で分類されており、「その他」が 73%ですが、分野別、例えば雇用、行政サービスや、医療機関に関するものなのか、一番多いのは雇用の相談ですとか、どの分野が多い、件数が多いというようなデータがあれば教えていただきたいです。

【事務局】

家庭の中の関係性、不満、不安感といったことが多く、場面としては家庭内、もしくは地域生活が多いと思います。差別があった、合理的配慮の提供が思うように受けられなかつたといった、具体的な相談については、千差万別な状況で、ここが偏って多いということはないかと思います。

【二宮委員】

例えば、仕事に関する相談が多いのか、行政に対しての相談か、分類ができると思うのです。相談内容の場面の分類というのは細かくされてないということでよろしいでしょうか。

【事務局】

その他に限らず、不当な差別的取り扱いとか、それぞれの項目でどのような場面の相談が多いと説明できるものはございません。相談場面の統計は取っておりません。

【二宮委員】

これからデータの分類ができるとして、場面の分類をしていただければと思いますが、できますでしょうか。雇用、行政サービス、医療といった分野ごとに細分化することで、課題を可視化できる実効性の高い統計を考えていきたいと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。

【大塚委員】

サービスという観点から言えば、福祉サービスとか、就労のサービスとか、教育のサービスとか、大きい区分の中でいくつか分類を作つて、その他も含めて書けば、どの分野の領域の相談が一番多いかということが、今後、分かりやすくなっていくと思いました。
他はいかがでしょう。

【山本委員】

相談区分のところで本人・家族のところ当事者のところですが、本人、家族に関する相談の中で、未成年に関する相談はどのくらいですか。

【事務局】

年齢を基礎情報として伺っていないので、データは持ち合わせておりません。

【山本委員】

大塚会長から話がありました、例えば教育での合理的配慮。結構あるかと思うのですけど、そのところの不満とか、相談の窓口に繋がっているのかどうか知りたいと思ったのですが、学校関係の相談は実際入っていますか。その辺りは分かりますか。

【事務局】

学校の関係は教育委員会で相談を受けているものですから、こちらに相談が入ったとしても、教育委員会と情報を共有して、対応することになっております。令和6年度のことなので、精査しないと分からないところもあります。こちらで拒否をしているわけではありません。それほどたくさんの相談はありません。

【山本委員】

例えば、調整してうまくいかなかった場合のあっせんは、未成年や学校の関係はあっせん対

象になるのですか。

【事務局】

未成年の場合の申立てについて、確認した上でお返事させてください。

【大塚会長】

そもそも数は少ないのですが、増えることも考えれば、年齢も含めて整理した方がいいとは思います。もう一つは、合理的配慮の提供は本人の意思表明で初めて成り立つということですが、障がいの方にとっては、家族や支援者、周囲の方に表明をすることによって家族や支援者等の周囲が補助することで表明ができ、事業者側が合理的配慮の提供について考えるということなので、本人自体が十分言えているのか。そして、周りの人のサポートがあって、合理的配慮が始まったのかということを整理しておいた方が、今後のためになるのかな、どういう傾向があるのか。完全に一人でやれているのがどうか、また周りの方も含めていらっしゃる方が多いのかもしれない、そういう観点もあるかもしれないです。

以上で公開部分は終了です。